

高齢受救貧民に対する親族の援助*

— 19世紀イングランド、ウェールズにおいて —

晝 間 文 子**

はじめに

救貧法は300年以上も続いた法律であり、それに関する研究も多い。しかし、そのなかで、意外に少ないのは、救貧法の援助を受けていた高齢者の家族関係はどのようなものであったかという点である。家族はどのような援助をどのようなときに行っていたのか、同居はどの程度存在していたのか、高齢で貧しい親族に対する扶養義務はどの程度求められていたのか、そして実施されていたのか、などである。この分野に関しては、それほど研究が加えられておらず、不明な面が多い。

筆者は主にワークハウスに関する研究を行ってきた。ワークハウスは救貧法下における代表的な収容施設であり、多くの民衆にとっての恐怖の対象でもあった。しかし、救貧法下のどの時期においてもワークハウス収容を受けていた貧民が院外救済というかたちでの在宅での援助を受けていた貧民より数の上で上回ったことはなかった。したがって、地域での貧困高齢者の生活がどのように維持できていたか、院外救済費のみではなく、どのような他の収入が期待できたかを検証し、地域での貧困高齢者の生活を明らかにしたい。

高齢者が地域・家庭において尊敬の対象であったかについては、たとえば、スターンズ (Stearnes, 1986) は、少なくとも、[ゴールデンエイジ] が高齢期において歴史的に西洋世界には存在しなかったことが証明されていると書いている。

ブログデン (Brogden, 2001) は、近代化理論や構築主義理論について述べた上で、高齢者が常に家族、社会の中で大切にされていたわけではないことを多くの史料を使って研究している。

ビッグス (ビックス、フィリップソン他, 2001) は、今私たちが考えるような高齢者問題は、実は19世紀末にすでに問題になっていたが、その頃は、貧困と遺棄の観点から捉えられていた、と書いている。

また、親族の貧困高齢者に対する援助に関しては、ラスレット (Laslett, 1989) は、1860年以前には親族が果たすと期待される役割も教区が担っていたと述べている。彼は貧困高齢者に対する親族援助を大きく見積もらない立場をとっているが、一方、セイン (セイン, 2000) は、親族は援助をしたくてもできない状況にあったのであって、親族が援助を与えたに違いないと考えており、親族援助を大きく見積もる立場をとっている。

マクファーレン (Macfarlane, 1986) は、救貧法が地域における互助的な法律であることを踏まえて次のように考えている。援助が高齢者から若者へ、あるいは、若者から高齢者へというかたちで移行するというよりは、労働可能で扶養家族が少ない者が、出費のかさむ扶養家族を多く抱えた者、労働できない者へ援助を行っていたと考えるほうが妥当であると述べている。

1. 研究の方法

今回の研究においては、19世紀のイングランド、ウェールズにおいて貧困高齢者がどのように親族からの援助を受けていたか、に絞る予定である。したがって、救貧法との関連から、史料として採用したのは、以下のとおりである。

ブース (Booth) の研究 *the Aged Poor in England and Wales* は、全国規模の貧困高齢者調査であり、彼が後に無拠出制年金案を提出する土台と

*キーワード：院外救済、高齢受救貧民、親族からの援助

**関西学院大学大学院研究員

なったものである。そこには、多くの貧困高齢者の姿が現れている。この調査と議会書を主な史料として、研究を行った。さらに、この時代における貧困全体についての史料として、ブース、ラウントリーの貧困調査を参考としている。

2. 背景

1891年の調査によれば65歳以上の人口は男性606,505人、女性765,917人であった。この中で、教区による何らかの援助を受けていたのは20から35パーセントであったという。当然のことながら、年齢が上がれば救貧率は上がる。この時期の全人口を対象とした救貧率は5パーセントであったが、60歳から65歳の人口においては10パーセント、65歳から70歳まででは約20パーセント、70歳から75歳における人口では30パーセント、75歳以上となると約40パーセントにもなる。男女差から見ると、女性の救貧率は高く、これは未亡人が多く含まれていること、平均寿命の男女差などが原因とみられる。

この当時の救貧率を考えるときには、当然のことながら、地域差という問題を考えなければならない。工業地帯、農業地帯においては、抱える問題は異なっていた。しかし、それ以上に問題となったのは、その地域の経済的潤沢さと、後述するが、どれほど院外救済を与えないという中央政府の指導に忠実であったか、という点であった。

ブースはこの指標によって教区をいくつかに分けてしている¹⁾。

救貧法は1834年に改正されるわけであったが、新救貧法が制定される前段階として、王命委員会(Royal Commission)は救貧法行政に関して、詳細な調査を行った。結果として、貧困は、社会的・経済的な要因によってもたらされるもの、というよりは、個人の怠惰によってもたらされる、と結論付けられた。自助努力をより奨励するために、新救貧法は基本的には健常男性に対する院外救済を禁止した。唯一の救済手段はワークハウス収容のみという形にしたのであった。しかし、ワークハウス収容にかかる一人当たりの経費は一人あたりの院外救済費よりはるかに高価であったがゆえに、各ユニオンは「健常」の定義の運用を柔軟にすることで院内救済を減らそうと努力する傾向が見うけられた。

1860年代の不況において、救貧法による援助を求める貧民が増加した。救貧費の増加に危機感を感じ、1870年代には²⁾健康で労働能力のある男性以外の集団の院外救済率を低下させることが目標となった。そのためにチャリティーやもてる資産の活用などが提唱された。とくに高齢者を対象としては、親族の扶養義務が強化された。そのため、家族内における緊張が高まったと考えられている。

1870年までは、1601年法³⁾が定めた、親族の扶養義務である法を根拠に親の扶養をしないという

1) 彼はこの調査で、教区をA(良い性向の者には院外救済を与える)、からDの実質的に院外救済を与えないの4種類に分別している。B、Cはその中間であり、住居が確保されており、性向が正しい者には与える、とか、親族の援助が確実視できるケースには与えるとかがあった。B、Cが比率としては多く、A、Dは少数派であった。そして、教区がどのタイプに所属するか、は、最終的にはその地域の税金(Poor Rate)を払う人々の考え方に左右された。

2) 院外救済撲滅運動(Crusade Against Out Relief)といわれた。

3) 参考: The father and grandfather, mother and grandmother, and children of every poor, old, blind, lame and impotent person, or other poor person not able to work, being sufficient ability, shall at their own charges relieve and maintain every such poor person, in that manner, and according to that rate, as by the justices...in their sessions shall be assessed. (Thompson, D, 1991: 197)

さらに、Vagrancy Act, 1824も適用可能であった。それは、以下の内容であった。Every person being able wholly or in part to maintain himself or herself, or his or her family, by work or other means, and willfully refusing or neglecting so to do, by which refusal or neglect he or she, or any of his or her family whom he or she may be legally bound to maintain, has become chargeable to any county or county borough; to be deemed and idle and disorderly person within the true intent and meaning of this Act; and it is lawful for any justice of the peace to commit such offender to the House of Correction, there to be kept to hard labour for any time not exceeding one calendar month [Vagrancy Act, 1824 (5 Geo. 4, c. 83) s. 3] 本来は妻子を養わない夫に対する刑罰であった。

罪状で起訴される子はほとんどいなかった。しかし、1870年以降は、この法律の条項を利用して、老親を扶養しない者には、訴追するという強硬な試みが実施されたのであった。

1870～71年の院外救済支出は3,663,970ポンドであったが、6年後の1876～1877年には、2,616,456ポンドに減少している。これは、28.6%の減少である。さらに、院外救済を受けた貧民は、1877年1月1日には917,890人であったが、6年後には571,982人となり、37.7%の減少となった。表1を見ても、1840年から1848年の院外救済受給者は約103万人であったのに、1870年には約70万余に減少している。反面、院内救済受給者は約20万人増加している。結果的に受救貧民の数は約50万人減少した。

表2を見ると院内救済は男性に多く、院外救済

表1 救貧法受給者の変遷

	院内救済	院外救済
1802-1803	83,000	650,000
1840-1848	120,000	1030,000
1850	123,000	886,000
1870	141,000	702,000
1900	188,000	503,000
1901	204,000	494,000
1913	265,000	412,000

藤本武.(2000年). イギリス貧困史. 新日本出版社より作製

は女性に多いことが明らかになる。女性は未亡人となり救済の対象になりやすいことを表わすと同時に、院外救済を受ければ、家庭内労働能力があるがゆえに地域での自活生活がかなりの高齢になるまで可能であったことを表わすと考えられる。

3. 居住パターン

一般的に、高齢者が結婚をした子の家族と生活を共にしなくなったのは、近代化が原因であると考えられがちである。しかし、イングランド、ウェールズにおいては結婚した子と一緒に老親が住むという居住パターンはいつの時代も少数派であった。

高齢者は配偶者と一緒に住む、あるいは未婚の子と一緒に住むことが多かった。高齢者は一家の戸主として生涯を終えることが望ましいとの考え方もあった。(Ottaway, 2001) 一般的に近隣に親族がおり、助け合いはあったと考えられている。又、血縁以外⁴⁾の人と一緒に住むというパターンもかなり高かったことがあらわれている。表3はラスレットの研究から作成したものである。明らかになることは、未婚の子と同居することはごく当たりまえによく見られた。また、血縁以外との同居も多い。しかし、既婚の子との同居は少ない。既婚の子との同居はむしろ時代が進むにつれて増加傾向にある⁵⁾。

表2 1890年8月1日における60歳以上の受救貧民

年 齢	院 内			院 外			合 計		
	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計
65-70	9468	6339	15807	10567	35866	46433	20035	42205	62240
70-75	9953	6856	16809	17633	43266	60899	27586	50122	77708
70-80	7086	5298	12384	16474	32021	48495	23560	37319	60879
80以上	4949	4803	9752	12456	22652	35108	17405	27455	44860
65以上計	31456	23296	54752	57130	133805	190935	88588	157101	245687
60-65	8018	5354	13372	5959	21849	27808	13977	27203	41180
60以上計	39474	28650	68124	63089	155654	218743	102563	184304	286867

L. G. Chiozza Money. (1980). *Riches and Poverty*. Garland publishing, Inc. p. 260.より作製

4) 特に高齢の女性は、より家賃の安い住宅の間借りをすることが多かった。また、貧民は貧民同士、一緒に住むことを奨励された。

5) ラスレット (Laslett, 1996) は、1908年の年金法が通過してからは、年金を受給する高齢親族を自らの家庭に同居させるケースが増加したと報告している。

表3 イングランドにおける高齢者の同居パターン

	同居者	1599- 1796	1692 Lichfield	1701 Stoke	1891	1901	1911	1921
男性	配偶者	59	70	59	57	56	55	57
	未婚の子	38	46	51	36	38	40	38
	既婚の子	12	8	3	16	17	16	20
	血縁以外	44	21	28	35	31	31	25
女性	配偶者	41	21	26	30	31	29	32
	未婚の子	21	25	31	29	31	34	32
	既婚の子	17	9	15	21	22	23	25
	血縁以外	33	50	51	34	29	29	24

Laslett. (1995), *Aging in the Past*. University of California Press. より作製

表4 イングランドにおける高齢者の居住パターン

	戸主あるいは 配偶者が戸主		戸主以外		独居		施設入所		計
	No.	%	No.	%	No.	%	No.	%	
女性									
18世紀後半郊外	110	64	37	21	23	13	3	2	173
19世紀後半郊外	135	66	61	30	7	3	2	1	205
19世紀前半都会	160	65	62	25	18	7	8	3	248
計									626
男性									
18世紀後半郊外	138	78	28	16	4	2	7	4	177
19世紀後半郊外	175	81	30	14	8	4	4	2	217
19世紀前半都会	192	84	19	8	11	5	6	3	228
計									622

Ottaway. "The Old woman's home in eighteenth-century England" in Botelho, L., Thane, P., eds., *Women and Ageing in British Society Since 1500*, Pearson Education Limited. p. 118より作製

また、表4を見ると、誰が戸主であったかが判明する。多くは、本人か配偶者であるが、独居もかなり見受けられる。男性より女性のほうが、配偶者以外が戸主である家に住む確率が高いのであるが、その値で最も高いときで約3割であった。このことから、イングランド、ウェールズにおいては既婚の子と同居する確率が低く、そのような習慣も確立していなかったということが伺える。

4. ラウントリーとブースの社会調査

この当時において、全般的な貧困状況はどのようなものであったのであろうか。この論文は貧困高齢者への親族からの援助に焦点を当てるもので

あるが、社会全般の貧困を無視して語れる問題ではない。したがって、この当時のもっとも有名な調査、ラウントリーとブースの調査に触れることにする。

ブースがロンドン調査を行ったのは、1886年から1888年の間であった。当時のイーストエンドは衛生状態も悪く伝染病による死亡も多かった。居住環境は劣悪であった。当時の飲酒癖の問題はこの居住環境の劣悪さとも深く関連すると考えられていた。1890年代のイングランドとウェールズの人口は3000万人であった。C.ブースの調査によれば、一週間に21シリングから22シリング（小家族）、25シリングから26シリング（大家族）以下のものは「完全な窮乏状態」とまではいえない

が、なんらかの不幸（失業、病気など）によって、容易に「完全な窮乏状態」に陥る階層であった。1885年における成人男性の約59%が一週間に25シリングかそれ以下の収入であった。

熟練した職人であっても、貯蓄が出来るほどの収入を得ていたものは少なかった。いったん貧困に転落すれば、自力で這い上がる可能性は低く、多くの人たちは救貧院（almshouse）やワークハウスに入ることでやっと生存を保障されることになった。不況は頻繁におこった。1870年から1914年にかけては大不況であった。

C.ブースのロンドン調査（Life and Labour of the People in London, 1901）⁶⁾においては、貧困者の割合が約3割を占めた。S.ラウントリーの調査（Poverty: A Study of Town Life, 1901）⁷⁾では、貧困者総数 20,302人で、全労働者総数に対する割合は43.4%となった。これは、貧困は救貧法の対象になっている人たちだけでなく、もっと広い範囲に拡大して（藤本、2000）いる現実を明らかとし、当時の貧困を科学的に証明する結果となった。

ラウントリーは、また、住居に関しても調査を行っている。それによると、極貧地域が26パーセントも存在するという現実が明らかとなった。

さらに、彼の調査で大切な点のひとつは、貧困のライフサイクルによる特徴を述べていることである。彼によれば、労働者の生活は、困窮と比較的余裕のある生活が交互に訪れる。つまり貧困線を中心として、上下するという意味である。高齡

に関しては、次のように考えられる。

子どもを養育する時期は貧困であるが、子どもが成長して、同居しながら収入を家計に入れる時期には余裕ができ、生活レベルは貧困線から上に上がる。しかし、子どもが結婚して家を出て行くと、生活レベルは貧困線以下に転落する。多くは労働能力もない高齡期であり、貧困線以上の生活を営む可能性はこれ以後ない。十分な老後を保障するほどの貯蓄のあるものはほとんどみられない。つまり、子どもは結婚してそれぞれの家庭をもち、自立すると、その後老親の援助をするという習慣があまり存在していないことがとくに貧困階層においては、表れている。

5. The aged poor in England and Wales⁸⁾と議会書⁹⁾に見る貧困高齡者に対する親族の援助

ここでとりあげるのは、ブースの貧困高齡者調査である。彼は貧困の原因の大きなものとして労働能力がなくなる高齡期を考えるようになり、実際のちに1908年の老齡年金法成立に大きな役割を果たしていったわけであった。ここでは、彼が1892年から行った農村部の調査を取り上げる。方法は質問紙調査であり、最終的には262の教区、9,125人のケースが蒐集されている。次の表は貧困高齡者がどういう収入の形によって生活を維持していたかについてのものである。

6) 目的は貧困の数量的解析であった。東部地区住民で学童をもつ家庭18万世帯を対象とする全数調査を行った。彼は社会階層論的方法によって数量的解析を行った。イーストエンドを皮切りとして最終的にはロンドン全域を対象として調査を行った。彼は対象者を8つのクラスに分けた。その結果、①最下層の臨時労働者・浮浪者・準犯罪者は1.25%、②日雇いの所得者は11.25%、③不規則所得者は8.0%、④規則的所得者は14.5%というように、人口の三分の一が貧困線以下であること、貧困原因の特別調査では極貧層の55%、貧困層の65%が雇用上の問題によることが判明した。

7) チャールズ・ブースのロンドン調査と、同時期（1899）に行われたヨーク市におけるB.S.ラウントリーの調査は貧困問題の実証的解析を目的としたものであり、数量的観察をはじめて可能とした。外見的観察に加えて、実際の賃金までもある程度正確に把握していた。また、貧困線の設定に関しても、詳細な説明がされている。

召使を雇用しているような階級を除く賃金労働者世帯1万1000世帯（46000人）を対象に、住居、職業、所得に関する訪問調査、賃金台帳調査などを行った。結果は、第一次貧困（最低生存水準以下）は9.9%。主たる貧困の原因は不熟練労働者の低賃金と大家族にあるということを示した。又、その生活周期における窮乏の必然性を明らかにした。第二次貧困を含めると貧困者の構成比は27.8%となり、ロンドン調査とほぼ同じ結果となった。

8) 援助は、金銭のみではなく、ローン、病院券、就職リストの提供、移住相談、石炭、鉄道券、スープ、靴、洋服、毛布、住まいの提供などがあつた。

9) British Parliamentary Papers, Report from the Royal Commission on the aged poor with minutes of evidence [volume 1 and 2] 1895, Irish University Press., British Parliamentary Papers, Report from the Royal Commission on the aged poor with minutes of evidence [volume 3] 1895, Irish University Press.

表5

番号	種別	数	割合
1	救貧費のみ	458	5.0
2	+チャリティー	469	5.1
3	+親族	462	5.1
4	+チャリティー+親族	293	3.2
5	+収入	326	3.6
6	チャリティーのみ	112	1.2
7	+親族	256	2.8
8	+収入	406	4.4
9	+親族+収入	128	1.4
10	親族のみ	486	5.3
11	+収入	369	4.1
12	+財産	211	2.3
13	+収入+財産	99	1.0
14	収入のみ	2224	24.3
15	+財産	692	7.5
16	財産のみ	2,134	23.4
		9,125	

Booth, C. (1980). *The Aged Poor in England and Wales*. Garland Publishing, Inc. より作成

もっとも多くみられるのは、収入のみという種別である。当時は定年制もなく、年金制度もなかったことから、働ける限り働くことは当たり前であった。壮年期ほどの収入は期待できなくても身体的に労働することが可能で、雇用先が確保できれば、働くことが生活を維持するもっとも確実な方法であったのであろう。

救貧費のみでの生活は少ない。実際、救貧費はこの当時最低生活費の3分の1程度しか保障されていなかったと言われている。チャリティーは都会ではともかく田舎においてはそれほど盛んではなく、その援助を金銭に換算しても救貧費のさらに3分の1程度と考えられている。親族の援助はやはり金銭換算するとチャリティーと同程度と考えるのが一番妥当だと考えられている。親族の援助を受けている総数に関しては、それほど少なくはない。しかし、それのみ、というのは約5パー

セントであった。

貧困高齢親族に対する援助を具体的に質問する調査結果も出ていた。それらを要約すると、以下のような特徴があらわれた。

1. 援助の形は、同居と、家賃を負担するが多かった。同居する場合には、女性高齢者の家事能力が期待された。しかし、一般的に同居は難しいと敬遠された。
2. ガーディアンからの強制が援助の理由として一番目立っていた。援助を強制されて移住してしまう子どもの存在も報告された。又、兄弟が親を養うという事に関して喧嘩になるケースもあった。
3. 基本的に援助は生涯にわたるというよりも一時的なものであった。安定して援助がある場合は少なかった。
4. 子どもが移住していたり、軍隊に入隊していたりして収入が多い場合、あるいは、メイドとして働いている娘からは、金銭的その他の援助が期待できた。
5. 援助をしない理由としては、子どもの立場からは、もともと、義務であると思っていなかった、自らも親に大切に育てられなかった、などが報告されている。また、10代の前半で家を出て自立している、結婚して、自らの家族を養わなくてはいけない、収入が低い、などがある。不景気になると援助が不可能となる子どもは多かった。
6. ワークハウスへ老親が收容されることはやはり避けたかった。しかし、救貧院 (almshouse) への收容、院外救済費の支給に関しては、恥辱感はなかった。ワークハウスといっても附属診療所 (infirmary) へ收容されることにはそれほど恥辱感は伴わなかったようだ。高齢者は子どもから援助されることに抵抗があり、多くは、むしろ教区からの援助を期待した。一方で、同居する子どもや親族として

は、院外救済費を受けている貧困高齢親族は経済的にプラスとなり、歓迎であった。

7. 飲酒などの行為によって、まともに子育てをしていない親、自らが家庭を崩壊させてしまった親が高齢になり救済を申請すると子どもが呼ばれ援助を要求される、これは矛盾ではないかという問題点も指摘された。
8. 近所に住む親族や友人からの援助も期待はできた。
9. 遠方からの援助もときとして期待できた。

従来は、院外救済の内容として、居住費を支払う教区が多々見られた。しかし、新救貧法成立後はその居住費を払わない傾向が強くなっていった。院外救済を支給する要件として、住居が確保されていることが重要となっていった。したがって、親族の援助としては住居を確保することが一番大切であったことが伺える。それは親族からのワークハウス収容を避けたいという願いでもあった。院外救済やチャリティーには決して伴わなかった恥辱感がワークハウス収容にはあったからであろう。

しかし、貧困高齢親族への援助は倫理的な義務感というよりはガーディアンからの強制であったり、院外救済費を受ける貧困高齢親族との同居によって得る金銭的・その他の利益が目的であったり、女性高齢親族に対する家事能力への期待であったりした。ラウントリーの貧困調査によっても明らかであったが、住宅事情も良くなく、同居が望ましいとは考えられていなかったようであった。また、高齢者も親族の援助に関しては抵抗を示した。地域の援助としては、親族のほかにも近所に住む隣人からも期待はできた。どちらかといえば、親族と隣人の貧困高齢者に対する援助は、双方にそれほど大きな違いは見られない現象も報告されていた。

さて、次に、議会書に見る貧困高齢親族に対する援助はどのようなものであったであろうか。

一般的に親族の援助の形は次のような種類に分類された。一つは文字通り貧困高齢者を扶養する

こと。次に救貧費を教区から借用し償還すること。さらに、院外救済費を部分的に支給されながら、他の部分は親族が補うという方法があった。議会書にはその援助費用の償還の方法や、1601年法における「余裕がある」親族という条項をどう解釈したらよいかについての議論、また、親族の範囲についての議論が多く見受けられる。親族の援助に於ける倫理的な面については次のような内容があった。表6は議会書の中から、貧困高齢者に対する援助における倫理的な面のみを抜粋したものである。

要約すると、次のようになる。

1. 院外救済費を減額すればするほど親族からの援助は期待できる。
2. 親族の援助に関して、道徳的に誘導するという点において、C.O.Sは多大な貢献をしている。
3. 地域の貧民のために救貧税を払うということと、自分の親族への援助との関係。なぜ、自分の親族の援助をしなければならないのか。援助の二重取りではないか。という問題提起。
4. 高齢者は親族の援助を受けたいとは願っていない。しかし、院外救済を申請すれば、その親族が調べられ特に子どもは呼び出される。本人の希望とは異なってしまいう矛盾がある。

新救貧法が施行されてから、院外救済が基本的には禁止された。しかし、ブースが仕分けしたように、その基本方針を忠実に守ったユニオンと条件を付けたユニオン、必ずしも守らなかったユニオンでは、院外救済費は大きく異なっていた。しかし、どちらにしても、院内救済受給者に比べて院外救済受給者は圧倒的に多かった。そして、その支給額は生活を維持できるに十分な額ではなかった。したがって、チャリティーや、保険、収入などなんらかの補填が必要であった。

保険に関しては、若い頃に老後のために保険に加入できる労働者は少なかった。せいぜい病気、葬儀、衣類のためであった。さらに、たとえ加入

していたとしても、そのクラブ（保険）が破産してしまい、掛け金を払ってきていても保障されないこともあった。

チャリティーも支給額が多かったとはいえないし、都会に比べて、田舎ではチャリティーによる援助は少なかった。

便宜上高齢年齢を60、65、70歳などと区切って

いるが、当時の人々は高齢になっても労働をするケースが多かった。とくに農業地帯ではかなりの確率で働いていたということが、オーガスト（August, 1999）の研究によっても証明されている。しかし、労働賃金は、金額的には生活を維持するに十分ではなかった。

したがって、親族の援助は、貧困高齢親族の生

表6

	日時	証人	議題	内容
1	1893/02/07	Hugh Owen	親族からの援助と院外救済費との関係	もし、親族からの援助があれば、その額は金銭、その他の援助であれ、所得として考慮する。親族からの援助は不安定である。又、院外救済費 2s6d あるいは、3d では何らかの援助がない限り生活をするのが不可能である。
2	1893/02/14	Knollys	ワークハウスの持つ意味	親族は院外救済を与えると援助しない傾向がある。しかし、ワークハウス収容を提示した場合には、親族はなんとしても収容を避けようと、援助をする。これは全国的な傾向である。
3	1893/02/15	Hedley	院外救済費と家族の絆の関係	院外救済費を減額すればするほど、家族の援助が期待できる。
4	1893/02/28	Allen (St. Pancras)	院外救済費について	St. Pancras で高齢者が生活できる最低額は 7s だといえる。しかし、院外救済では 4s 以上は出さない。差額は親族からの援助やチャリティーによって補ってもらう。
5	1893/02/28	Fuller (Paddington)	親を援助する義務	もっとも有効な年金は子どもが自立してから親の援助をするということである。
7	1893/03/08	Cox (St. Leonard, Shoreditch)	院外救済者の減少と親族援助の関係	ワークハウスへの収容は、院外救済が減少してからも増加しているわけではなく、多くの者は親族からの援助で生活をしている。
8	1893/03/14	Pheleps (Oxford)	親族の援助と C.O.S	親族の援助に関して C.O.S は多大な貢献をしている。道徳的に援助するよう誘導をしており、成功している。
9	1893/03/14	Gardiner (Newington)	院外救済を制限することの効果	院外救済を制限し、ワークハウス収容を提示すると、親族や友人はより援助の手を差し伸べる傾向がある。
10	1893/03/15	Bury (Brixworth)	ワークハウス収容と親族の援助	ワークハウス収容を提示すると、ほぼ確実にその恐怖により、親族は援助を行うようになる。
11	1893/03/21	Elcock (Wimborne and Cranborne)	税金を払うことと、貧困高齢親族への援助	税金を払っているのに、さらに親族であるがゆえに援助を強制するのには無理がある。又、自らの生活に精一杯であるのにもかかわらず援助を要求される。この地域では親族は強制されなくても援助をしようという気持ちはもっている。
12	1893/03/21	M'Dougall (Manchester)	院外救済費目当てで貧困高齢親族を引き取ろうとするケース	院外救済費が支給されると、それまで全く援助をしようとしなかった親族が競って貧困高齢親族を引き取ろうとするケースが見受けられる。
13	1894/02/21	Nokes (Lickey and Brmsgrove)	68歳の労働者の証言	子どもからの援助はあまりない。強制されても子どもの給金が低いため、援助することは難しい。子どもからの援助は期待していない。
14	1894/02/27	Ward (Brixworth)	院外救済を拒否されたケースについて	病弱な高齢者が院外救済を拒否され、ワークハウス収容を提示された。彼はワークハウスへ行くよりは死んだほうがまだと今も地域で暮している。生活は息子がみている。しかし、息子の家族は大変な犠牲をはらっている。

活を維持する上で、大きな割合を占めていた。必ずしも金銭的なものではなくても、食料、燃料、家賃（部屋を提供するも含める）の提供などが顕著であった。子どもたちの意識の中では、親を養うという義務感はあまり高くないものもあった。もともと同居率も低く、一旦子どもが独立すれば子からの収入は期待できなかったことは各種調査によっても明らかである。しかし、House（ワークハウス）へ貧困高齢親族を行かせることには大変な恥辱感を伴ったため、ワークハウス収容を避けるためにはできる限りの援助をしようとする親族の姿が浮き彫りになっている。

おわりに

ワークハウス収容者よりはるかに多い院外救済を受けていた貧困高齢者の地域での生活に光を当てるため、とくに親族の援助を考えてみた。もともと救貧法は教区内で生活に余裕のある者が救貧税を払い、教区の貧困者を助ける制度であったことから、院外救済を受けることに関して恥辱感はなく、自分の親族であってもまずは教区の援助を受けるのが当たり前であるという考え方があった。さらに、イギリスの特徴として、近代化によって核家族化が進んだというわけではなく、以前から核家族が普通であったということもある。核家族と血縁関係のない者で構成される家族形態が多かったのである。この二つの事実の上に1870年以降、親族による貧困高齢親族への援助が強力に実施されたわけであった。1601年法も親族援助を義務付けていたわけであったが、それはあくまでも形式だけで、その条項をもとに起訴されるケースはほとんどなかったのであった。

1870年以降の親族による扶養の義務化に伴い、議会書やブースの貧困高齢者調査の結果が表れてくるのであるが、そこには義務化にともなって、とまどう家族の姿が現れている。一方、上層階級のほうからは、「もっとも有効な老齢年金は子どもからの援助である」などという考えが押し付けられた。C.O.Sも倫理的な面たとえば、親に対する義務、愛情などを非常に強調した。従来から、親の子を養う義務はあったものの、その反対の子の親に対する扶養に関しては必ずしも義務とは考

えられていなかった社会においての混乱は大きいものであったであろう。

一方で、院外救済費は最低生活費にも満たないものであり、チャリティーや保険からの収入もそれほど多くない、あるいは期待できないという現実を踏まえると、親族からの援助はそれなりの意味を持っていたと考えることが可能である。必ずしも金銭的な援助ではなくても、生活を維持する上での何らかの援助がありえたと考えられる。

この時代以前にはどれほどの援助があったかは明らかではない。というのは、親族からの援助を法的に義務付けて強制してはいなかったからである。しかし、いくらかの調査結果には、「親に対する愛情が薄れてきている」というものもある。（これは多くは移住によるものと言われている）さらに、院外救済費の金額的な低さからみて、院外救済を受けていた多くの高齢者は同時に親族からの援助も受けていた可能性が強いという推論が導かれるのではないか。したがって、その額が金銭に換算して低いものであったとしても、また、義務として考えられなかったとしても、この時代の前にも、親族による貧困高齢親族へのなんらかの援助は、極当たり前に行われていたのではないかと推測される。

参考文献・引用文献

- 阿部實 (1990). チャールズ・ブース研究—貧困の科学的解明と公的扶助制度—. 中央法規(株).
- Anderson, M. (1980). *Approaches to the history of the western family 1500-1910*. Cambridge University Press.
- August, A. (1999). *Poor Women's Lives, Gender, work, and poverty in Late-Victorian London*. Associated University Press.
- ビッグス, S. 他 (2001). 老人虐待論, ソーシャルワークからの多角的視点. (鈴木真理子監訳). 簡井書房.
- Blythe, R. (1979). *The View in Winter: Reflections on Old Age*, Harcourt Brace Javanovich.
- 朴光駿 (2004). 社会福祉の思想と歴史—魔女裁判から福祉国家の選択まで—. (株)ミネルヴァ書房.
- Booth, C. (1980). *The Aged Poor in England and Wales*. Garland Publishing, Inc.
- British Parliamentary Papers, Report from the Royal Commission on the aged poor with minutes of evidence [volume 1 and 2] 1895, Irish University

- Press.
- British Parliamentary Papers, Report from the Royal Commission on the aged poor with minutes of evidence [volume 3] 1895, Irish University Press.
- Brogden, M. (2001). *Gelonticide*. Jessica Kingsley Publishers Ltd.
- Brown, R. L. (2002). *The Parish Pauper and the Poor Law, The Poor Law in Welshpool, 1733-1836*. Welshpool: Thar Eglwys Press.
- Carter, P. ed. (2004). *Bradford poor Law Union Papers and Correspondence with the poor law commission October 1834-1839*. Yorkshire, the Bodell Press.
- Checkland, S. G. ed. (1974). *The Poor Law Report of 1834*, Penguin Books.
- Chiozz Money. (1980). *Riches and Poverty*, Garland Publishing, Inc.
- Defoe, D. *Giving Alms, No Charity*, S. R. Publishers Limited Johnson Reprint Co.
- Dumsday, W. H., and Moss, J. (1935). *The Relieving Officer's Handbook*, London: Hadden, Best & Co., Ltd.
- Eden, F. M. (1928). *The State of the Poor: a history of the labouring classes in England, with Parochial Reports*. London: George Routledge & Sons, Ltd.
- Englander, D. (1998). *Poverty and Poor Law Reform in Britain: From Chadwick to Booth, 1834-1914*. Addison Wesley Longman Limited.
- Essex County council and Essex Society for Family History. (2000). *Name Index to Poor Law Settlement Papers*. Essex Record Office.
- Essex Record Office and Essex Society for Family History.
- Fowler, S. (2001). *Using Poor Law Records, Surrey*: Public Record Office.
- 藤本武. (2000). *イギリス貧困史*. 新日本出版社.
- Gibson, J et.al. (1993). *Poor Law Union Records, 1. South-East England and East Anglia. Second Edition*. Federation of Family History Societies.
- Gibson, J., and Young Jr, F. (1993). *Poor Law Union Records: 4. Gazetteer of England and Wales, 2nd edn*. Federation of Family History Society.
- 速水融. (2003). *歴史人口学と家族史*. (株)藤原書店.
- ヒューズ・K. (1999). *19世紀イギリスの日常生活*. (植松靖夫訳). (株)松柏社.
- Humphreys, R. (1995). *Sin, Organized charity and the Poor Law in Victorian England*, Palgrave.
- King, S. (2000). *Poverty and welfare in England 1700-1850: A regional perspective*. Manchester University Press.
- Knott, J. (1986). *Popular opposition to the 1834 Poor Law*. Library of Congress Cataloging in Publication Data.
- Laslett P. (1995). 'Necessary Knowledge: Age and Aging in Societies of the Past' In Peter Laslett (Ed.) *Aging in the Past, Demography, Society, and Old Age*. University of California Press.
- (1977) *Family life and illicit love in earlier generations*, Cambridge: Cambridge university press.
- (1996). *A Fresh Map of Life*. Macmillan Press Ltd.
- Little, B.J. (1901). *Poor Law Statutes. Statutes in Force Relating to the Poor; and to Guardian, Overseers, and other Poor Law Authorities and Officers*. Law Printers and Publishers.
- Macfarlane, A. (1986). *Marriage and Love in England 1300-1840*. Basil Blackwell Ltd.
- ラウントリー, B. S. (1943). *最低生活研究*. (長沼弘毅訳), 高山書院.
- Rowntree, S. B. (1941). *Poverty and Progress: A Second Social Survey of York*. Longmans, Green and Co.
- セイン. P. (2000). *イギリス福祉国家の社会史*. (深澤和子他訳). ミネルヴァ書房.
- Silverman, P., Maxwell, R J. (1982). "Cross-Cultural Variation in the Status of Old People". in Stearns, P N., ed., *Old Age in Preindustrial Society*. New York: Holmes & Meier Publishers, Inc.
- Smith, D. S. (1982). "Historical Change in the Household Structure of the Elderly in Economically Developed Societies". in Stearns, P. N., ed. *Old Age in Preindustrial Society*. New York: Holmes & Meier Publishers, Inc.
- Stearns, P. (Eds.) (1986). *Old Age in Bureaucratic Society*. Greenwood Press.
- Stone, R. (1977). *The Family, Sex and Marriage In England 1500-1800*. Weidenfeld and Nicolson.
- 高島進. (2003). *社会福祉の歴史—慈善事業・救貧法から現代まで—*. (株)ミネルヴァ書房.
- Thane, P. (2001). 'Old Women in twentieth-century Britain'. *Women and Aging in British Society Since 1500*. Essex: Pearson Education Limited.
- Wall. R. (1995). 'Elderly Persons and Members of their households in England and Wales from preindustrial times to present.' In Peter Laslett (Ed.) *Aging in the past*. University of California press.
- Webb. S. (1907). *Paupers and Old Age Pensions*. The Fabian Society.
- Webb, S., and Webb, B. (1909). *The Break-up of the Poor Law: Being Part one of the Minority Report of the poor Law commission*. London, New York: Longmans, Green and Co.
- Wood, P. (1991). *Poverty and the Workhouse in Victorian Britain*. Alan Sutton Publishing Limited.

Aid to Elderly Paupers from their Relatives in 19th Century England and Wales

ABSTRACT

In this paper, I would like to focus on elderly paupers living in 19th century England and Wales. I have been studying especially about workhouse treatment of elderly paupers. The reasons I chose this topic are, 1. The workhouse was a typical institution to incarcerate paupers. And for poor elderly, the workhouse was a place of terror, and it was said that they would rather die than go into the House (workhouse). 2. But, paupers who received out relief always far outnumbered those who were given indoor relief (workhouse treatment). Elderly paupers who were given out relief continued to live in their own communities. Other than Poor Law Out relief, was there any assistance, such as, particularly, aid from their relatives?

Regarding the issue of additional assistance, there has not much research yet. And the researchers involved in its study have not reached a consensus. I would like to explore this topic, using Parliamentary Paper and poverty research done at the time.

Key Words: Out relief, elderly paupers, assistance from relatives